

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外債 1 - 4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 9月11日

【発行者の名称】 中米経済統合銀行
 (Central American Bank for Economic Integration)

【代表者の役職氏名】 ニック・リッシュビート
 (Nick Rischbieth)
 総裁
 (Executive President)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 多賀 大輔

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上貴美子
 弁護士 佐賀 洋之

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【今回の売出金額】 30,300,000ニュージーランド・ドル
 (株式会社三菱UFJ銀行が発表した2018年 9月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値である 1 ニュージーランド・ドル = 72.46円の換算レートで換算した円貨相当額は2,195,538,000円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年 7月25日
効力発生日	平成29年 8月 2日
有効期限	平成31年 8月 1日
発行登録番号	29 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 300億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29 - 外債 1 - 1	平成29年 8 月 9 日	36,700,000豪ドル (3,168,311,000円)		該当事項なし
29 - 外債 1 - 2	平成29年 8 月 9 日	328,700,000南アフリカ・ランド (2,734,784,000円)		該当事項なし
29 - 外債 1 - 3	平成30年 9 月11日	12,330,000米ドル (1,367,766,900円) (注)		該当事項なし
実績合計額		7,270,861,900円	減額総額	0円

(注) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2018年 9 月28日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱UFJ銀行が発表した2018年 9 月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の 1 米ドル = 110.93円の換算レートで換算している。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 22,729,138,100円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

< 中米経済統合銀行2022年9月15日満期ニュージーランド・ドル建債券に関する情報 >

注：

- (1) 別段の記載がある場合または文脈上別意に解されない限り、本書において「当行」、「発行者」および「CABEI」は、中米経済統合銀行を指す。
- (2) 本書において、「ニュージーランド・ドル」または「ニュージーランド・セント」は、すべてニュージーランドの法定通貨を指す。

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【売出債券の名称】	中米経済統合銀行2022年9月15日満期ニュージーランド・ドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1)	
【記名・無記名の別】	無記名式	
【券面総額】	30,300,000ニュージーランド・ドル(注2)	
【各債券の金額】	10,000ニュージーランド・ドル	
【売出価格及びその総額】	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	30,300,000ニュージーランド・ドル(注2)
【利率】	年2.20%(注3)	
【償還期限】	2022年9月15日(注4)	
【売出期間】	2018年9月14日から2018年9月25日まで	
【受渡期日】	2018年9月28日	
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店(注6)	

(注1) 本債券は発行者のメディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2018年9月27日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券は、大和証券キャピタル・マーケットアメリカInc.によりユーロ市場において引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、30,300,000ニュージーランド・ドルである。

(注3) 本債券の付利は2018年9月27日に開始する。

(注4) 本債券の満期償還は2022年9月15日(以下「満期償還日」という。)にニュージーランド・ドルによりなされる。

(注5) (1) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(2) その他の信用格付

発行者は、本債券に関して、格付の付与をS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）に依頼しており、本債券の発行条件の決定後、速やかに付与される予定である。

発行者は、本書提出日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からA1のシニア無担保長期債務格付を、S&PからA+のシニア無担保長期債務格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

債券格付および長期債務格付は、証券の購入、売却または保有を勧めるものではなく、また、付与を行う格付業者によっていつでも停止され、引き下げられまたは撤回される可能性がある。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注6) 本債券の申込み、購入および払込みはすべて各申込人が確認した外国証券取引口座約款（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、上記記載の売出人から、あらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けず、また購入に係る本債券上の権利については売出人を通してのみ享受できる。なお、券面については下記「11 その他（3）」を参照のこと。

(注7) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対し、もしくは米国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。アメリカ合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または米国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当事項なし。

【債券の管理会社】

本債券に関して債券の管理会社は設置されない。ただし、本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）は下記のとおりである。

会社名	住所
ドイツェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)	10005 ニューヨーク州、ニューヨーク市 NYC03-0914、ウォール・ストリート 60 (60 Wall Street NYC03-0914 New York, New York 10005)

【振替機関】

該当事項なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。
債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、上記「1 売出要項 利率」に記載の利率で、2018年9月27日（当日を含む。）から2022年9月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月15日および9月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額10,000ニュージーランド・ドルの各本債券につき110.00ニュージーランド・ドルである。ただし、初回の利払は、2019年3月15日に、2018年9月27日（当日を含む。）から2019年3月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、額面金額10,000ニュージーランド・ドルの各本債券につき102.67ニュージーランド・ドルが支払われる。

利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合、かかる本債券に関する利息の支払いは、翌営業日に当該利払日に支払いが行われたのと同様の効力および効果をもって行われ、かかる支払いについての利息は当該利払日以降付されず、支払われるべき金額は変更されない。

本書において、「営業日」とは、各月曜日、火曜日、水曜日、木曜日および金曜日のうち、ニューヨーク市、ロンドン、オークランドおよびウェリントンの銀行が法律により休業を義務付けられるかまたは休業を認められる日を除く日をいう。

利払日以外の日に終了する期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、1年360日、1ヶ月30日として「1 売出要項 - 利率」の利率を適用し日割計算される（1ニュージーランド・セント未満を四捨五入して計算される。）。

3【償還の方法】

(1) 満期償還

本債券は、満期償還日に満期となる。CABEIは、満期償還日にその未償還元本金額の100%を支払う必要があり、各本債券は満期償還日に額面金額でニュージーランド・ドルにて償還される。

本債券はいかなる減債基金にも服さない。本債券は、満期償還日より前に償還または支払いが行われることはない。

満期償還日が営業日でない場合、かかる本債券に関する元本の支払いは、翌営業日に満期償還日に支払いが行われたのと同様の効力および効果をもって行われ、かかる支払いについての利息は満期償還日以降付されず、支払われるべき金額は変更されない。

(2) 買入消却

CABEIは、いかなる方法、価格でも本債券を随時買い入れることができる。CABEIが買い入れた当該本債券（償還に基づく場合を含む。）は、速やかに財務代理人に消却のために引き渡され、再発行または転売されることはないものとする。

4【元利金支払場所】

本債券に関する利息および元本の支払いは、満期が到来した本債券の所持人（以下「本債権者」という。）により満期償還日の15日以前に書面にて指定される、ニュージーランドまたはCABEIおよび支払代理人が受入可能なその他の管轄地域に所在する銀行の口座に電信送金で行われる。ただし、当該満期に期限が到来する元本および利息の支払いの場合、本債券（およびこれに付随する利札）は、支払代理人が通常の手続きに基づき、かかる支払いにかかる資金において行うときまでに支払代理人に呈示するものとする。かかる指定は、元利金支払場所（以下に定義される。）の支払代理人事務所（以下に定義される。）において支払代理人に対し適切な書面での情報が提出されることにより行われるものとし、書面で取り消されない限り、本債権者により本債券に関してなされたかかる一切の指定は、かかる本債権者に対して支払うべき本債券のその後の支払いについても有効である。必要な書面による指定を支払代理人が期限以前に受領していないかまたはその他の理由により、かかる本債券に関する支払いが電信送金できない場合、CABEIは、郵送での通知にかかる本債権者の登録住所宛に行って、電信送金が行うことが可能となるように指定を要求し、支払代理人がかかる書面による指定を受領した場合、その受領から5営業日以内にかかる支払いは行われる。CABEIは、電信送金による支払いに関連し銀行から課される一切の手續費用の支払いを行うが、支払いに際し課せられる租税、賦課金または公課は、当該支払いが行われた本債権者が負担する。

CABEIは、本債券が未償還である限り、常時1名または複数名の支払代理人（財務代理人の場合もある。）を任命および維持し、各支払代理人はCABEIに代わって本債券の元本または利息を支払う権限をCABEIにより書面で与えられ、支払いのために本債券を呈示され、または引渡しを受けることができ、本債券に関連した支払いに関する通知、指定または要求が送達される指定都市（以下「元利金支払場所」という。）に事務所または代理店（以下「支払代理人事務所」という。）を設置する（ただし、本債券の利息は、合衆国およびその属領外においてのみ支払われるものとする。）。CABEIは、支払代理人の任命の変更もしくは終了もしくは追加のもしくはその他の支払代理人の任命または支払代理人が行為をなす事務所の一切の変更の承認を行う権利を留保する。ただし、本債券が未償還である限り、西ヨーロッパに常時、支払代理人事務所を設置するものとする。本書において「合衆国」とは、アメリカ合衆国（その州およびコロンビア特別区を含む。）をいい、その「属領」には、プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、米領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島が含まれる。

支払代理人は、当初ロンドンに所在するドイツ銀行ロンドン支店とする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、CABEIの一般、直接、無条件、無担保および非劣後の債務であり、本債券間において相互に優先することなく、現在および将来におけるCABEIのその他すべての無担保および非劣後の債務と同順位である。

本債券に未償還額（財務代理契約に定義される。）がある限り、CABEIはその財産または資産に、CABEIがこれまで発行もしくは負担した、もしくは今後発行もしくは負担する債券、ノートその他借入金の債務証書、またはその他の者により発行もしくは負担される債券、ノートその他借入金の債務証書のためにCABEIがこれまで発行した、もしくは今後発行する保証の担保として、抵当権、質権その他担保権を設定せず、またかかる設定を許容しないものとする（ただし、以下に定義される「許容担保」を除く。）。ただし、CABEIが発行または負担する当該その他の債券、ノートその他債務証書または保証と同等の順位および比率で当該抵当権、質権その他担保権により本債券が担保される場合は、この限りでない。

本項において、「許容担保」とは以下の意味を有するものとする。

- (a) 残高がいかなる時点においても10百万米ドル（または他の通貨の相当額）を超えないCABEIが発行または負担する債券、ノートその他債務証書および保証を担保する抵当権、質権その他担保権であって、全体として担保対象である財産もしくは資産の価値を著しく損なわないもの、またはCABEIの事業における当該財産もしくは資産の利用を著しく妨げることのないもの
- (b) 通常の事業過程において供与された信用状および類似の書類に基づく返済義務を担保する抵当権、質権その他の担保権であって、債券、ノートその他借入金の債務証書またはかかる債券、ノートその他債務証書の保証の支払いを担保しないもの
- (c) 通常の事業過程において締結されたヘッジ契約に基づく債務を担保する担保権

本項において「ヘッジ契約」とは、金利または為替の変動の影響を防ぎまたは軽減することを企図したものであって、投機的な目的ではなく正にヘッジとして締結されたスワップ契約、キャップ契約、カラー契約、先物契約、先渡契約、オプション契約その他類似の契約または取決めをいう。

6【債券の管理会社の職務】

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務および義務は、以下のとおりである。

財務代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法 (2) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに財務代理契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。

財務代理人は、発行者の代理人としてのみ行為するものとし、本債券の所有者または本債権者に対しいかなる義務も負わず、またこれらの者との間で代理または信託の関係を引き受けるものではない。ただし、財務代理人が本債券の元本および本債券に係る利息の支払いのために保管している一切の資金は、財務代理契約および本債券の定めに従い当該所有者または（場合により）本債権者のために信託により保有されているものとする。ただし、当該元本および当該利息の支払期限（満期によるか否かを問わない。）が到来した後2年が経過した時点で未請求の本債券に関し保有する金銭および適式に支払の提供がなされた当該支払に十分な額の金銭は、利息を付して発行者に払い戻されるものとする。かかる払戻しにより、上記の本債券に関する信託は終了し、当該資金に関する財務代理人のすべての義務は終了する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理契約に規定されている。

本債権者の集会は、財務代理契約に規定されるとおり、財務代理契約もしくは本債券に定める本債権者により行われる請求、要求、授権、指示、通知、同意、放棄もしくはその他の行為を行うため、または本債券もしくは財務代理契約の条件を修正、変更もしくは補足するため、いつでも随時招集される。CABEIは、かかる目的のため、本債権者の集会をCABEIが決定する時刻および場所で開催するため、いつでも招集することができる。

本債権者の集会における議決権は、未償還の本債券（財務代理契約において定義される。）の所持人または当該所持人の代理人として書面により適式に任命された者が有するものとする。定足数は、未償還の本債券の元本金額の過半数の議決権を有する者により構成される。定足数の不足により延期された集会の再招集においては、その時点で未償還の本債券の元本金額の総額の35%の議決権を有する者により、当初の集会の通知に記載された議題の定足数が構成されるものとする。

()財務代理契約の第11条の規定に従い開催された所持人の集会において、当該時点の本債券の元本残高の総額の単純過半数以上（もしくは議題に関して本債券の本文に定めるその他の割合）を有する本債権者本人もしくは書面により適式に授権された代理人が賛成票を投じた場合、または()当該時点の本債券の元本残高の総額の単純過半数（もしくは議題に関して本債券の本文に定めるその他の割合）を有する所有者の書面による同意を得た場合、CABEIは、本債券または、（本債券が関連する限りにおいて）財務代理契約の条項をいかなる方法によっても変更、修正もしくは補足することができ、また当該本債権者は、財務代理契約または本債券により、本債権者により行われるものとして規定された要求、請求、承認、指示、通知、同意、放棄もしくはその他の行為を行うことができる。ただし、その影響を受ける各本債権者の同意または賛成票を得ずに、(a)本債券の元本の支払いもしくは利息の分割払いに係る期日を変更すること、(b)本債券の元本額、当該元本額のうち、当該本債券の期限の利益喪失により支払われるべきものとなった部分もしくはその償還に際し支払われるべき利率を減少させること、(c)本債券の元本もしくは利息の通貨を変更すること、(d)CABEIが本債券を償還することが認められない期間を短縮すること、もしくはCABEIが本債券を償還することがもともと認められていない場合にこれを認めること、(e)財務代理契約もしくは本債券の条件を変更、修正もしくは補足するか、もしくは財務代理契約もしくは本債券を行うものとして規定される要求、請求、承認、指示、通知、同意、放棄もしくはその他の行為を行うために必要なその所持人の投票もしくは同意の本債券の元本額の比率を減少させること、または(f)本債券に関する追加額（下記「8 課税上の取扱い」に定義される。）を支払うCABEIの義務を変更することはできない。

CABEIは、本債権者の投票または同意を得ずに、(a)本債権者の利益のためにCABEIの誓約事項を追加し、(b)CABEIに付与されている権利または権能を放棄し、(c)本債券の要件もしくはその他の事項に基づき本債券を担保付にし、(d)財務代理契約もしくは本債券に含まれる曖昧さをなくし、もしくは財務代理契約もしくは本債券に含まれる瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足し、または(e)CABEIが決定する方法により財務代理契約もしくは本債券を本債権者の利益に重大な悪影響を及ぼさない修正をするために、財務代理契約または本債券を修正することができる。

8【課税上の取扱い】

(1) 加盟国・地域の税制

各加盟国・地域（中米経済統合銀行基本協定（1960年12月13日付）（以後の改正を含み、以下「基本協定」という。）に定義する。）の議会によって批准された基本協定に従い、CABEIは、その収入、財産およびその他の資産、ならびに基本協定に従って遂行する事業に対して各加盟国・地域において課される一切の税金を免除され、また、CABEIにより発行された債券または証券およびその配当金または利息についてはいかなる税金も先取特権も課されない。

したがって、加盟国・地域の非居住者に対する本債券の元本および利息の支払いは、加盟国・地域において課税対象とならず、また本債権者に対するいかなる支払いも加盟国・地域において源泉徴収の対象とならない。

投資を検討する者は、投資に関する加盟国・地域の課税上の結果について各自の税務顧問に相談する必要がある。この概略では、加盟国・地域によって締結されたかまたは加盟国・地域に関して有効であるいかなる条約の影響についても言及しない。

本債権者に対する本債券の元本および利息の支払いは、加盟国・地域において課税対象とならない。本債権者は、本債券の保有それ自体により、加盟国・地域において一切の税金を課されない。

本債券に関するCABEIによるすべての支払いは、加盟国・地域または課税権を有するそれらの下部行政機関もしくは課税当局もしくは課税権を有するそれらの域内における下部行政機関もしくは課税当局により課せられ、または徴収される現在または将来の一切の公租公課（その性質のいかんを問わない。以下「本公租公課」という。）を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、CABEIが本公租公課の控除または源泉徴収を法律上義務づけられる場合を除く。かかる場合、CABEIは当該源泉徴収または控除を行い、かかる源泉徴収または控除を行った金額を該当する政府当局に支払い、かつかかる源泉徴収または控除後に本債権者が受領する純額が当該源泉徴収または控除が行われなければ本債券に関して受領するはずであった元金および利息のそれぞれの金額と等しくなるようにするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を直ちに支払う。ただし、以下のいずれかの場合は、いずれの本債券についても、本公租公課を負担する本債権者もしくは本債券の実質所有者に対し、またはこれらの者のためにかかる追加額は支払われない。

- (a) 当該本債券の単なる保有または当該本債券に関する元金もしくは利息の受領以外に当該本債権者または実質所有者が租税管轄区域と何らかの関係を有することを理由とする場合
- (b) かかる控除または源泉徴収の全部または一部を免除する前提条件としてCABEIまたは租税管轄区域が要求する場合において、本債権者または本債券もしくはこれに関する利益もしくは権利の実質所有者の国籍、住所、身元、または当該租税管轄区域との関係に関する証明、身元証明その他報告義務の遵守を本債権者または実質所有者が怠ったことを理由とする場合
- (c) 本債券の支払いのために本債券の債券の呈示が必要な場合であって、本債権者が支払いのために本債権者の本債券または利札の呈示を、本債権者に対する当該支払いが初めて可能となった後30日以内に行わなかった場合
- (d) 合衆国の連邦政府または州政府の機関により課される公租公課を理由とする場合
- (e) 本債券の支払いからの控除または源泉徴収以外に支払うべき公租公課を理由とする場合
- (f) 遺産税、相続税、贈与税、販売税、譲渡税もしくは動産税または類似の公租公課を理由とする場合
- (g) 欧州連合理事会指令2003 / 48 / ECもしくは貯蓄による収入への課税に関する2000年11月26日から27日のECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に従うことを目的として制定された法律に基づき課すことが必要とされる、個人への支払いに対する源泉徴収または控除を理由とする場合
- (h) 源泉徴収または控除を義務付けられていない欧州連合加盟国において、別の支払代理人に対する支払いのために当該本債券を呈示することにより、当該源泉徴収または控除を回避できる個人への支払いに対する源泉徴収または控除を理由とする場合
- (i) 1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「内国歳入法」という。）の第1471条から第1474条またはこれらの条項もしくは政府間契約もしくは内国歳入法第1471条(b)(1)項に基づき締結された契約を実施もしくは遵守する承継法もしくは規則もしくはこれらに従うことを目的として制定された承継法もしくは規則に基づき、本債券に対してまたはこれに関して課された源泉徴収または控除を理由とする場合
- (j) 上記の公租公課のいずれかの組み合わせを理由とする場合

さらに、フィデューシャリーもしくはパートナーシップの受益者もしくは設定者またはその他実質所有者が本債権者であったとしたら、当該追加額を受領できない範囲において、かかるフィデューシャリーもしくはパートナーシップである本債権者または単独の実質所有者以外の本債権者に対して追加額は支払われない。

上記に明示的に規定される場合を除き、CABEIは、政府もしくは下部行政機関またはそれらのもしくはその域内の課税当局により課されるいかなる公租公課についても、支払う義務を負わない。いずれかの文脈において、本債券の元金または利息の支払いに関する言及が本債券中になされている場合はいつでも、かかる言及は、本「8 課税上の取扱い」に規定される追加額の支払いへの言及を含むものとみなされる。ただし、かかる文脈において、かかる本債券の元利金に本「8 課税上の取扱い」に基づく追加額が支払われ得る範囲を限度とする。本書における追加額の支払い（適用ある場合）への明示的な言及は、明示的な言及がなされていない場合において追加額を除外するものと解釈してはならない。

(2) 日本国の税制

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

- (a) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- (b) 日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (c) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (d) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (e) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券は、ニューヨーク州の法律に準拠し、ニューヨーク州の法律に従って解釈される。

CABEIは、本債権者により提起され得る、本債券から発生するかまたはこれに起因する一切の訴訟に関し、ニューヨーク市マンハッタン区に所在する一切の州立裁判所および連邦裁判所の専属管轄権に取消不能な形で従い、かかる訴訟に関し、当該裁判所の裁判籍について申し立て得る一切の異議を取消不能な形で放棄し、かかる訴訟において享受し得る当該裁判所の管轄権からのあらゆる免責特権（主権免責特権ならびに判決後の差押および執行からの免責特権を含むが、判決前の差押からの免責特権を含まない。）を、法律上許容される範囲で、取消不能の形で放棄し、かつかかる免責特権の申立てを行わないことを承諾する。ただし、基本協定第29条に規定される場合を除いて、設立加盟国に存在するCABEIの収入、資産および財産は、執行または差押の対象とならない。CABEIは、ニューヨーク市マンハッタン区の一部の州立裁判所または連邦裁判所において提起され得る一切のかかる訴訟について送達先となる権限ある送達代理人（以下「送達代理人」という。）として現在、10011ニューヨーク州ニューヨーク8番街111に所在するシー・ティー・コーポレーション・システムを任命した。かかる任命は、支払期限の到来したかまたは到来する、すべての本債券に係るかまたは関連する元本および利息の全額が財務代理人に支払われるまで取り消すことができない。ただし、シー・ティー・コーポレーション・システムが何らかの理由により送達代理人の職務を継続して遂行することができない場合、またはその所在地がニューヨーク市ではなくなる場合には、CABEIはニューヨーク市マンハッタン区に所在する他の者にかかる送達代理人として任命する。CABEIは、上記のとおり当該任命の効力を維持するために必要な一切の行為（一切の文書および証書の提出を含む。）を行う。かかる送達を受けた場合、送達代理人は、財務代理契約第13条に規定されるCABEIの住所においてCABEIに速やかに通知する。上記の住所または送達代理人から財務代理人に対する書面による通知により特定されるニューヨーク市マンハッタン区におけるその他の住所における送達代理人に対する送達は、すべての面においてCABEIに対し有効な送達であるとみなされるものとする。

10【公告の方法】

無記名式で発行された本債券に関し、すべての通知は、英国ロンドンにおいて一般に頒布されている英文の主要な日刊紙に少なくとも1回掲載された時点で正式に行われたものとみなされる。かかる新聞による公告は、フィナンシャル・タイムズに掲載されることが予定されている。上記の新聞に掲載される一切の公告は、かかる掲載がなされた日において行われたものとみなされ、複数回掲載された場合には、最初に掲載がなされた日に行われたとみなされる。

上記にかかわらず、本債券を表章する無記名式恒久大券（下記「11 その他 (3)」に定義される。）または無記名式仮大券（下記「11 その他 (3)」に定義される。）がユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）を代理して保有されている限りにおいて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグによる当該無記名式恒久大券または無記名式仮大券の持分保有者への連絡を目的とする該当する通知のユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグへの交付は、かかる新聞における公告の代替となり得る。本債券の特定の本債権者への通知の不履行または当該本債権者への通知における不備は、その他の本債券に係る通知の充分性に影響するものではない。

11【その他】

- (1) 財務代理人が本債券の支払代理人として行為する場合には、CABEIは財務代理人に対し、本債券の各利払日または満期償還日より前の営業日の営業終了時以前に、即時に現金化可能な資金にて、かかる利払日または満期償還日に期限が到来し支払われるべき本債券の利息および元本の支払いのために（その時点で財務代理人が保有し、かかる支払いのために使用することができる資金と合わせて）必要な金額を提供する。財務代理人は、財務代理契約および本債券の条項に従い、提供された資金を、かかる利息および元本の支払いに充当する。

本債券に関し期限が到来し支払われるべき金額の全額を、ニュージーランド・ドル建てで関連する支払期日に支払代理人が受領することにより、CABEIは、当該支払いの範囲において、各支払期日における元本および利息の支払いについて、本債券および利札に基づく義務から免責されるものとする。

合衆国またはその属領内のCABEIの事務所または代理店において本債券の元本または利息の支払いが行われることはなく、また、支払受領者が合衆国またはその属領内の銀行に有する口座への送金が行われることはないものとする。

無記名式最終券面の形式である本債券に係る利息の支払いは、合衆国およびその属領外に所在する支払代理人の事務所における適切な利札の呈示および引渡しと引換えに行われる。

大券に係る利息の支払いは、合衆国およびその属領外に所在する支払代理人の事務所における大券の呈示と引換えに行われる。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録において大券の持分の実質所有者として表示される各人は、CABEIが大券の持参人に対して行った各支払いに対する当該各実質所有者の持分について、関連する決済機関のみに要求するものとする。

適用法令により要求される場合を除いて、ただし、追加額の規定を損なうことなく、本債券の元利金の支払いは入手可能なニュージーランド・ドルにより、元金の場合は該当する本債券の呈示により、利息の場合は利札の呈示により、回収費用なしに、いかなる状況においても本債権者の国籍、居所または住所の如何にかかわらず支払われる。

- (2) 以下に掲げる事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のうち1つ以上が発生し、継続している場合、本債券は、その所持人によるCABEI宛ての書面による通知をCABEIおよび財務代理人に対して交付することにより、直ちに支払われるべき旨を宣言されることができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知をCABEIが受領するより前に当該本債券に関するすべての期限の利益喪失事由が治癒されていない限り、追加の行為または手続を要求されることなく直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに支払われるものとする。かかる宣言後に当該期限の利益喪失事由がすべて治癒された場合、すでに期限の利益を喪失した本債券の当該所持人は、撤回する旨の書面による通知をCABEIおよび財務代理人に対し交付することにより、かかる宣言を撤回することができる。

- (a) CABEIが、支払期日に、本債券のいずれかに関する元本または利息の支払いを履行せず、かつかかる不履行が30日間継続している場合

- (b) CABELが、本債券または（本債券に係る）財務代理契約のその他の重要な義務の正当な履行を怠り、かつかかる不履行が、いずれかの本債権者による発行者に対する書面の通知および財務代理人に対するその写しの交付の後90日間継続している場合
- (c) CABELが、CABELの負担する、引き受けるまたは保証する債務に関する元本または利息について100万米ドル（または他の通貨の相当額）を超える額を支払期日に支払わない場合であって、かつかかる不履行が適用ある支払猶予期間の満了時まで継続している場合
- (d) 元本総額が100万米ドル（または他の通貨の相当額）を超えるCABELの負担するまたは引き受ける債務について、その債権者により期限の利益を喪失させられた場合

- (3) 本債券は、無記名式で発行される。本債券は、当初は、利札を付さない仮大券の様式の無記名式債券（以下「無記名式仮大券」という。）の様式でのみ表章され、無記名式仮大券は、当該無記名式仮大券が表章する当該本債券の実質的所持人の各口座に記帳するため、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共同預託機関にまたはそのために預託される。無記名式債券は、米国連邦税法および規則により課される一定の要件および制限に服する。

無記名式仮大券は、本債券に関し適用ある通知に従い、利札を付さない恒久大券の様式の無記名式債券（以下「無記名式恒久大券」という。）の持分と交換可能である。ただし、(A)本債券の販売完了日から40日目の日または2018年11月6日（ドイツ銀行ロンドン支店またはドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーに対して証される。）（以下「交換日」という。）以降、かつ(B)交換される無記名式仮大券の一部の各実質持分に関して、()当該実質持分が保有されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）の参加者が、所有者税務証明書（下記に定義する。）をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）に交付し、かつ()ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）が、財務代理契約により要求される様式の預託機関税務証明書を財務代理人に交付した時点まで、無記名式仮大券またはその一部は、無記名式恒久大券の持分と交換できないものとする。

無記名式仮大券のいずれかの部分を無記名式恒久大券の持分に交換するにあたり、当該無記名式仮大券は、それが証する元本金額の減額を反映するよう裏書きされ、それに基づき残存する元本はすべての目的において交換された金額分、減額されるものとする。完全に交換されるまで、当該無記名式仮大券は、あらゆる点において、交換により認証され、交付される無記名式恒久大券と、下記の利息の支払いに関する点を除き、財務代理契約に基づき同等の利益を受ける権利を有する。

無記名式仮大券の実質持分に関して支払われる利息は、かかる実質持分に関して上記の証明要件が満たされるまで、支払われない。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの参加者による所有者税務証明書の交付は、適用ある交換日において、かかる証明書の対象となっている実質持分を無記名式恒久大券の持分と交換する旨の、かかる参加者によるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグに対する取消不能の指図を構成するものとする。

上記のとおり、無記名式仮大券に対する支払いは行われず、無記名式仮大券の実質持分と無記名式恒久大券の持分との交換は、かかる持分を受領する権利のある者が、自らは()米国人ではない旨、()自己の勘定においてもしくは再販売のために購入する米国金融機関の海外支店である、もしくはかかる金融機関を通じて本債券を取得し、証明書日現在かかる金融機関を通じて本債券を保有している米国人である旨（ただし、いずれの場合も、かかる金融機関は、内国歳入法第165条(j)(3)(A)、(B)もしくは(C)およびこれらに基づく米国財務省規則の要件の遵守に同意していることを証するものとする）、または()制限期間（米国財務省規則第1.163-5条(c)(2)(i)(D)(7)に定義される。）において、再販売のために保有している金融機関である旨の、財務代理契約およびその別紙Eにより要求される様式の書面による証明（以下「所有者税務証明書」という。）を提供するまで、行うことはできない。前文の()に記載されている金融機関（()または()にも記載されているか否かを問わない。）は、これが直接または間接に米国人へのまたは合衆国もしくはその属領内の者への再販売のために本債券を取得したのではないことを証しなくてはならない。

以下の文言が、すべての無記名式仮大券および無記名式恒久大券ならびにそれらの利札に記載される。

「この債券を保有しているいかなる合衆国人も、合衆国所得税法に基づく制限（内国歳入法第165条(j)および第1287条(a)に規定される制限を含みます。）に服します。」

本債権者は、無記名式恒久大券の非認証有価証券、最終券面または記名式証券への転換またはそれらの交付を実施する権利および要求する権利を有さない。

(4) 本債券および利札の権利は、交付により移転するものとする。CABEI、財務代理人およびCABEIまたは財務代理人の代理人は、あらゆる目的のために、本債権者、利札の所持人をそれらの絶対的所有者（かかる本債券または利札が支払期限を経過しているか否かを問わない。）とみなすことができ、CABEI、財務代理人またはそのいずれかのかかる代理人のいずれも、これに反する通知により影響を受けないものとする。

(5) 汚損した本債券または汚損した利札が付属した本債券が財務代理人に提出された場合、CABEIは、本債券と同様の期間および元本金額の新規の本債券を、発行済みの本債券と異なる番号を付し、提出された本債券に付属の利札（もしあれば）に相当する利札を付して作成し、財務代理人が認証し、当該債券と引換えに交付するものとする。

（ ）本債券または利札の滅失、紛失または盗失についてのCABEIおよび財務代理人が満足する証拠ならびに（ ）CABEIおよび財務代理人ならびにそれぞれの代理人を保護するためにCABEIおよび財務代理人が要求する担保または補償がCABEIおよび財務代理人に対し交付された場合、善意の買主により当該本債券または利札が取得された旨のCABEIまたは財務代理人に対する通知がないときには、CABEIは、本債券と同様の期間および元本金額の新規の本債券を、発行済みの本債券と異なる番号を付し、滅失、紛失もしくは盗失した本債券付属の利札（もしあれば）または付属する利札が滅失、紛失もしくは盗失した本債券に付属の利札（もしあれば）に相当する利札を付して作成し、CABEIの請求に基づき財務代理人が認証し、かかる滅失、紛失もしくは盗失した本債券の代わりに、またはかかる利札が付属した本債券（滅失、紛失もしくは盗失していない付属するすべての利札とともに）と引換えに交付するものとする。

本(5)に基づく新規の本債券の発行にあたり、CABEIは、その発行に関連して課される印紙税またはその他租税もしくは公課ならびに関連するその他の費用（財務代理人の手数料および費用を含む。）を賄う十分な額の支払いを要求することができる。

滅失、紛失もしくは盗失した本債券の代わりに、または滅失、紛失もしくは盗失した利札が付属する本債券と引き換えに本(5)に従い発行される利札（もしあれば）付の新規の各本債券は、滅失、紛失もしくは盗失した本債券およびその利札（もしあれば）または滅失、紛失もしくは盗失した利札がいつでも何人かによって執行可能か否かにかかわらず、CABEIの本来の追加的な契約上の債務を構成するものとする。

本(5)に従い交付された新規の本債券は、新規の本債券が認証された日の日付を付される。

本項の規定は排他的であり、汚損、滅失、紛失もしくは盗失した本債券または利札の交換または支払いに関するその他すべての権利および救済を（適法な範囲内で）排除するものとする。

(6) 裁判所で判決を取得する目的で、ある通貨建ての本債権者に対する支払額を、他の通貨に変換する必要がある場合、CABEIおよび各本債権者は、使用される為替レートが、最終判決が登録される日に、最大限効率的な範囲で、通常の銀行手続に従い本債権者がニューヨーク市でかかる他の通貨で前者の通貨を購入することができるレートであることに同意する。

最大限効率的な範囲で、CABEIおよび本債券の各本債権者は、CABEIにより本債権者に対して支払われるべき金額に関するCABEIの債務が、本債券の適用ある規定に従いかかる金額が表示される通貨（以下「本債券の通貨」という。）以外の通貨に関する判決（以下かかる通貨を「判決通貨」という。）にかかわらず、本債権者が判決通貨で支払うべきと判決を受けた金額を受領した翌営業日に、かかる本債権者が、通常の銀行手続に従い、判決通貨により本債券の通貨を購入することができる範囲でのみ免責されることに同意する。すなわち、本債券の通貨の購入総額が本来本債券の通貨で本債権者に支払われるべき額を下回る場合（上記に規定された方法により決定される。）、CABEIは、別個の債務として、かかる判決にかかわらず、本債権者に対して当該損失を補償することに同意し、また本債券の通貨の購入総額が本債権者に本来支払われる金額を上回る場合、かかる本債権者は、CABEIに対しかかる超過額を支払うことに同意する。ただし、CABEIが本債券に基づいて期限が到来し支払うべき債務を当該本債権者に対して支払わない限り、当該本債権者はかかる超過額を支払う義務を有しない。その場合、かかる超過額は本項に従いCABEIの債務に充当することができる。

(7) CABEIは、本債権者の同意を得ることなく、すべての点（または初回の利払もしくは発行価格を除くすべての点）において本債券と同じ条項を有する債券を随時成立させ発行することができる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本債券に関するリスク

CABEIの財政状態、経営成績および本債券を償還する能力は、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国および地域外加盟国・地域の経済状況または政治情勢の悪化により悪影響を被る可能性がある。

CABEIの貸付金は、設立加盟国および設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域または地域外加盟国・地域に所在する公共部門および民間部門の債務者の直接のまたは保証が付された債務である。かかる債務者が貸付金を返済する能力は、当該債務者の所在国のその時々々の経済状況および政治情勢に大きく左右される。したがって、設立加盟国および設立加盟国でない地域内加盟国ならびに地域外加盟国・地域の経済状況または政治情勢の悪化が、CABEIの公共部門および民間部門の債務者のCABEIに対する支払債務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいてはCABEIの財政状態、経営成績および満期時に本債券に関する支払いを行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

CABEIは、為替管理または通貨の切下げにより悪影響を被る可能性がある。

CABEIによる貸付金のほとんどは米ドル建てである。ただし、一部の借主は米ドルを生み出さないかもしくは生み出さない可能性があるか、また米ドルを入手することが困難であるかもしくは困難である可能性がある。このため、かかる借主が米ドルで貸付金を返済する能力は、当該借主の所在国の中央銀行における米ドルの入手可能性、および当該借主が入手可能な米ドルを購入するのに十分な自国通貨を生み出せるかにかかっている。CABEIは、かかる国がCABEIの借主の貸付金を返済する能力に悪影響を及ぼすような方法で為替管理もしくは通貨の切下げを行わないこと、またはそのような支払不履行の可能性がCABEIの財政状態および経営成績もしくは満期時に本債券に関する支払いを行う能力に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。

本債券の市場価格は、新興市場国の政治、経済、社会およびその他の動きにより影響を受ける可能性がある。

設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国および設立加盟国でない地域内加盟予定国ならびに地域外加盟国・地域および地域外加盟予定国・地域は、概して、外国人投資家から「新興市場国」とみなされている。これまで、1994年のメキシコペソの切下げ等、不利な経済の動きは、当該地域または新興市場国に関する投資家の一般的な懸念を背景に、ラテンアメリカおよびその他の新興市場国に所在する発行者が発行した有価証券（本債券に類似の有価証券を含む。）の取引価格を全般的に低下させてきた。さらに、その他の新興市場国における対立または政情不安が、国際貿易、コモディティ価格およびかかる国の全般的な状況に影響を及ぼす可能性がある。したがって、その他の新興市場国における政治、経済、社会およびその他の動きが本債券の市場価格および流動性に経済的な悪影響を及ぼす可能性がある。

CABEIまたはその理事および上級役員に対して民事責任の強制執行を行うのは困難な可能性がある。

CABEIは、基本協定およびその規則に定める条項によって統制され、法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関である。CABEIの資産ならびにCABEIの評議員、理事および上級役員（すべて日本の非居住者である。）の資産の大部分は日本国外に所在している。その結果、投資家が金融商品取引法に基づく事項につき日本国内においてCABEIまたはその評議員、理事および上級役員に対する訴訟手続を遂行すること、または日本の裁判所で取得したCABEIまたはその評議員、理事および上級役員に対する判決（金融商品取引法の民事責任条項に基づく法的措置を含む。）の強制執行を日本国外において行うことは困難または不可能である可能性がある。加盟国・地域においては、金融商品取引法の民事責任条項に関する裁判所の判決の承認および強制執行は双方ともその国・地域の法律のみに基づいて行われる。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の法務室室長であるフリオ・エドゥアルド・マルティネス氏から次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) CABEIは法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関であり、基本協定に基づき適法に設立され有効に存続している。
- (b) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは、基本協定に基づき適法であり、CABEIは、本債券の発行および販売に関して2002年8月27日付の理事会決議第DI-99/2002号以外のいかなる授權、承認または登録も要しない。
- (c) CABEIまたはその代理人による訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長への提出は、正式に授權されており、基本協定に基づき適法である。
- (d) 訂正発行登録書および発行登録追補書類中の基本協定に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が、本債券の発行登録追補目論見書の表紙に記載される。また、本債券の発行登録追補目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「（注）発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

また、以下の「本債券への投資にあたっての留意事項」が、上記記載の直後に挿入される。

『本債券への投資にあたっての留意事項』

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与えうるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、ニュージーランド・ドルの金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。本債券の期中に受け取る利子・売却時あるいは償還時の元本はニュージーランド・ドル建てであり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に売却損が生じるおそれがある。本債券の発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、本債権者は投資額の一部または全部を失うおそれがある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、本債権者は売却することができない可能性がある。また本債権者は、本債券を売買する流通市場が十分に整備されて

いないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。』

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年8月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。